

引用・参考文献リスト／参考資料

引用・参考文献リスト

- 赤田ちづる, 坂口幸弘. きょうだいとの死別体験が遺されたきょうだいと家族機能に及ぼす影響の探索. 日本死の臨床研究会, 2018, 7p., (日本死の臨床研究会研究助成報告書, 2018年度). <https://www.jard-info.org/wp/wp-content/uploads/2020/04/2018-akada.pdf>, (参照2024-07-01).
- アメリカ国立子どもトラウマティックストレス・ネットワーク, アメリカ国立PTSDセンター. “サイコロジカル・ファーストエイド実施の手引き”. 第2版. 兵庫県こころのケアセンター訳. 2009, 88p. https://www.j-hits.org/files/00126977/pfa_complete.pdf, (参照2024-06-27).
- ウォーデン, J.W. 悲嘆カウンセリング: グリーフケアの標準ハンドブック. 改訂版. 山本力訳. 誠信書房, 2022, 345p. 原書名 Grief Counseling and Grief Therapy: A Handbook for the Mental Health Practitioner. 2018.
- エスピー, L. 私たちの先生は子どもたち!: 子どもの悲嘆をサポートする本. 下稲葉かおり訳. 青海社, 2005, 83p.
- 大倉高志. 親が自殺で亡くなった事実を子どもにどう伝えるか?. 東海学院大学紀要. 2016, vol. 10, p. 79-95.
- 大倉高志. 自殺で遺された家族が求める支援: 偏見による苦しみへの対応. ミネルヴァ書房, 2020, 427p.
- 生越照幸. 自死遺族に対する法的支援の留意点. 法律のひろば. 2016, vol. 69, no. 10, p.41-49.
- O'Connor, R. When It Is Darkest: Why People Die by Suicide and What We Can Do to Prevent It. Vermillion, 2022, 346p.
- 加藤美千代. 金融機関行職員の相続対応とグリーフケア: 心を込めた接遇のために. 経済法令研究会, 2019, 142p.
- キャンサースキャン. “小児医療機関スタッフのための子どもを亡くした家族への支援の手引き”(厚生労働省 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子どもを亡くした家族へのグリーフケアに関する調査研究」). キャンサースキャン, 2022, 43p. <https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2022/03/%E5%B0%8F%E5%85%90%E5%8C%BB%E7%99%82%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%82%B9%E3%82%BF%E3%83%83%E3%83%95%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AE%E6%89%8B%E5%BC%95%E3%81%8D.pdf>, (参照2024-06-27).
- 荻津智子. “第4章 1 大切な人の死が子どもに与える影響”. グリーフケア: 死別による悲嘆の援助. 高橋聡美編. メヂカルフレンド社, 2012, p.156-165.
- 窪田由紀. “第1章 学校コミュニティの危機”. 学校コミュニティへの緊急支援の手引き. 第3版, 福岡県臨床心理士会, 窪田由紀編. 金剛出版, 2020, p.15-41.
- 黒川雅代子, 石井千賀子, 中島聡美, 瀬藤乃理子. あいまいな喪失と家族のレジリエンス: 災害支援の新しいアプローチ. 誠信書房, 2019, 196p.
- Crosby, A. E.; Sacks, J. J. Exposure to suicide: Incidence and association with suicidal ideation and behavior: United States, 1994. Suicide and Life-Threatening Behavior. 2002, vol. 32, no. 3, p.321-328.
- 厚生労働省. “自殺に傾いた人を支えるために: 相談当事者のための指針 自殺未遂者、自傷を繰り返す人、自殺を考えている人に対する支援とケア (平成20年度厚生労働科学研究費補助金 こころの健康科学研究事業 自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究)”. 厚生労働省, 2009a, 23p. https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/02_2.pdf, (参照2024-06-27).
- 厚生労働省. “自死遺族を支えるために: 相談当事者のための指針 自死で遺された人に対する支援とケア (平成20年度厚生労働科学研究費補助金 こころの健康科学研究事業 自殺未遂者および自殺者遺族等へのケアに関する研究)”. 厚生労働省, 2009b, 23p. https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/03_2.pdf, (参照2024-06-10).
- 厚生労働省. “自殺対策におけるSNS相談事業 (チャット・スマホアプリ等を活用した文字による相談事業) ガイドライン”. 厚生労働省, 2019. https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04228.html, (参照2024-06-27).
- 国土交通省. “宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン”. 国土交通省, 2021, 10p. <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001426603.pdf>, (参照2024-06-27).
- こども家庭庁. “ひとり親家庭等の支援について”. こども家庭庁, 2023, 118p. https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0a870592-1814-4b21-bf56-16f06080c594/03005900/20230401_policies_hitori-oya_14.pdf, (参照2024-06-27).
- 坂口幸弘. 悲嘆学入門. 増補版, 昭和堂, 2022, 230p.
- サンダーズ, キャサリン・M. 死別の悲しみを癒すアドバイスブック: 家族を亡くしたあなたに. 白根美保子訳. 筑摩書房, 2012, 364p., (ちくま文庫). 原書名 Surviving Grief... and Learning to Live Again, 1992.
- Stroebe, Margaret; Schut, Henk; Stroebe, Wolfgang. Health outcomes of bereavement. LANCET. 2007, vol. 370, p. 1960-1973.
- 瀬藤乃理子. “第1章 6 悲嘆と複雑性悲嘆、うつ病、トラウマ”. グリーフケア: 死別による悲嘆の援助. 高橋聡美編. メヂカルフレンド社, 2012, p. 42-48.
- Cerel, J.; McIntosh, J. L.; Neimeyer, R. A.; Maple, M.; Marshall, D. The continuum of “survivorship”: Definitional issues in the aftermath of suicide. Suicide and Life - Threatening Behavior. 2014, vol. 44, no.6, p. 591-600.
- Cerel, J.; Brown, M. M.; Maple, M.; Singleton, M.; Van de Venne, J.; Moore, M.; Flaherty, C. How many people are exposed to suicide? Not

- six. Suicide and Life - Threatening Behavior. 2019, vol. 49, no. 2, p. 529-534.
- 全国自死遺族総合支援センター. "死別の悲しみに寄り添う：自死遺族のつどいのすすめ方". 全国自死遺族総合支援センター, 2015, 18p. . https://izoku-center.or.jp/doc/booklet_unei_tsudoi.pdf, (参照2024-06-27).
- 自死遺族等の権利保護研究会. "自死遺族が直面する法律問題：自死遺族支援のための手引" (平成 29 年度 厚生労働省自殺防止対策事業「自死遺族等に対する差別・偏見の法律問題等相談啓発事業」). 全国自死遺族連絡会, 2018, 58p. . <https://www.mhlw.go.jp/content/000851709.pdf>, (参照2024-06-27).
- 自死遺族等の権利保護研究会. "自死と向き合い、遺族とともに歩む：法律・政策－社会的偏見の克服に向けて" (令和 3 年度厚生労働省自殺防止対策事業自死遺族等への総合支援のための手引本の作成と配布). 全国自死遺族連絡会自死遺族等の権利保護研究会, 2021, 156p. . <https://www.zenziren.com/download/1883/?tmstv=1715071428>, (参照2024-06-27).
- 高橋あすみ. "第 5 章 自殺が生じた後の危機に対応する". 大学における自殺予防対策：理解と実践的アプローチ. 高橋あすみ著. 学苑社, 2024, p. 154-162.
- 高橋聡美. "第 1 章 1 悲嘆とは". グリーフケア：死別による悲嘆の援助. 高橋聡美編. メヂカルフレンド社, 2012, p. 10-12.
- 高橋聡美. "第 1 章 2 悲嘆のプロセス". グリーフケア：死別による悲嘆の援助. 高橋聡美編. メヂカルフレンド社, 2012, p. 13-21.
- 高橋聡美. "第 1 章 4 グリーフサポートの基本姿勢". グリーフケア：死別による悲嘆の援助. 高橋聡美編. メヂカルフレンド社, 2012, p. 28-32.
- WHO. "自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知ってもらいたい基礎知識". 自殺総合対策推進センター訳, 2020, 21p. . <https://www.mhlw.go.jp/content/000591244.pdf>, (参照2024-06-27).
- WHO. "自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識". 2023年版, いのちを支える自殺対策推進センター訳, 2023, 42p. . <https://jscp.or.jp/WHO/MediaProfessionals-2023.pdf>, (参照2024-06-27).
- WHO, 戦争トラウマ財団, ワールド・ビジョン・インターナショナル. "心理的応急処置 (サイコロジカル・ファーストエイド：PFA) フィールドガイド". 国立精神・神経医療研究センター, ケア・宮城, プラン・ジャパン訳, 2012, 68p. . https://saigai-kokoro.ncnp.go.jp/images/upload/files/whopfa_jpn.pdf, (参照2024-06-27).
- Chen, J.; Choi, Y. J.; Mori, K.; Sawada, Y.; Sugano, S. Those who are left behind: an estimate of the number of family members of suicide victims in Japan. Social Indicators Research. 2009, vol. 94, p. 535-544.
- 中央労働災害防止協会労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会. "職場における自殺の予防と対応". 改訂第5版, 厚生労働省, 2010, 72p. . <https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-4.pdf#page=1.00>, (参照2024-06-11).
- 滑川明男. "第 6 章 3 わかちあい運営するための心得". グリーフケア：死別による悲嘆の援助. 高橋聡美編. メヂカルフレンド社, 2012, p. 219-223.
- 西田正弘. "第 4 章 2 子どものグリーフケアの実際". グリーフケア：死別による悲嘆の援助. 高橋聡美編. メヂカルフレンド社, 2012, p. 167-176.
- 日本学生相談学会. "学生の自殺防止のためのガイドライン". 日本学生相談学会, 2014, 20p. . <https://www.gakuseisodan.com/wp-content/uploads/public/Guideline-20140425.pdf#page=1.00>, (参照2024-08-07).
- Berman, A. L. Estimating the population of survivors of suicide: Seeking an evidence base. Suicide and Life - Threatening Behavior. 2011, vol. 41, no. 1, p. 110-116.
- 福島県精神保健福祉センター編. 自死遺族相談支援マニュアル. 2009.
- ボス, ポーリン. あいまいな喪失とトラウマからの回復：家族とコミュニティのレジリエンス. 中島聡美・石井千賀子監訳. 誠信書房, 2015, 362p. 原書名 Trauma, and Resilience: Therapeutic Work with Ambiguous Loss. 2006.
- Holmes, Thomas H.; Rahe, Richard H. The Social Readjustment Rating Scale. Journal of Psychosomatic Research. 1967, vol. 11, p. 213-218.
- 文部科学省. "子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き". 文部科学省, 2010, 20p. . https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afiedfile/2018/08/13/1408018_001.pdf, (参照2024-06-27).
- 文部科学省. "子供の自殺が起きたときの背景調査の指針 (改訂版)". 文部科学省, 2014, 37p. . https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/09/10/1351863_02.pdf, (参照2024-07-03).
- 文部科学省. 生徒指導提要. 文部科学省, 2022, 300p. https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf, (参照2024-06-27).
- リヴオン. グリーフケア基礎講座. イニニック, 2023, 159p.

参考資料：自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専門学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則（抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（抄） ※平成27年法律第66号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（抄） ※平成28年法律第11号

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

参考資料：第4次自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）新旧対照表形式

「遺族」「親族」「遺児」が含まれた箇所のみ抜粋（重複箇所は割愛） 下線：変更箇所

旧大綱 (平成29年7月25日閣議決定)	新大綱 (令和4年10月14日閣議決定)
<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <p>3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる <事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる> また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、</p> <p>1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、</p> <p>2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、</p> <p>3) 事後対応：不幸にして自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと、この段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。</p> <p>4. 実践と啓発を両輪として推進する <自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する></p> <p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。</p> <p>(4) 子ども・若者の自殺等についての調査 児童生徒の自殺の特徴や傾向、背景や経緯などを分析しながら、児童生徒の自殺を防ぐ方策について調査研究を行う。【文部科学省】 また、児童生徒の自殺について、詳しい調査を行うに当たり、事実の分析評価等に高度な専門性を要する場合や、遺族が学校又は教育委員会が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進める。【文部科学省】</p> <p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る (4) 教職員に対する普及啓発等 児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、<u>子どもが出したSOSについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】</u></p> <p>(9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】</p>	<p>第3 自殺総合対策の基本方針</p> <p>3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる <事前対応・自殺発生の危機対応・事後対応等の段階ごとに効果的な施策を講じる> また、前項の自殺対策に係る3つのレベルの個別の施策は、</p> <p>1) 事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと、</p> <p>2) 自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させないこと、</p> <p>3) 事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、<u>新たな自殺を発生させないこと、そして発生当初から継続的に遺族等にも支援を行うこと、</u>この段階ごとに効果的な施策を講じる必要がある。</p> <p>4. 実践と啓発を両輪として推進する <自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する> また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、<u>遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られているだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、遺族等支援としても、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく。</u></p> <p>6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する 基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、<u>国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。</u></p> <p>第4 自殺総合対策における当面の重点施策</p> <p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する 自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を疫学的研究や科学的研究も含め多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、検証による成果等を速やかに地域自殺対策の実践に還元する。</p> <p>(4) 子ども・若者及び女性等の自殺等についての調査 学校において、児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案について、<u>学校が持つ情報の整理等の基本調査を行い、自殺の背景に学校生活に関係する要素があると考えられる場合や、遺族の要望がある場合等には、学校又は学校の設置者が再発防止を検討するための第三者を主体としたより詳細な調査を行う。【文部科学省】</u></p> <p>4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る (4) 教職員に対する普及啓発等 児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、<u>子どもがSOSを出しやすい環境を整えることの重要性を伝え、また、大人が子どものSOSを察知し、それをどのように受け止めて適切な支援につなげるかなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布等により取組の支援を行う。遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】</u></p> <p>(9) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、<u>遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】</u></p>

9. 遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等により、適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、自殺総合対策推進センターを中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

いわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空室損害の請求等、遺族等が直面し得る問題について、法的問題も含め検討する。【厚生労働省】

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

(5) 遺児等への支援

地域における遺児等の自助グループ等の運営、相談機関の遺児等やその保護者への周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦しめた自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

9. 遺された人への支援を充実する

基本法では、その目的規定において、自殺対策の総合的推進により、自殺の防止を図ることとともに、自殺者の親族等の支援の充実を図ることが掲げられている。自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

地域における遺族の自助グループ等の運営、相談機関の遺族等への周知を支援するとともに、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺族等への相談体制を充実する。【厚生労働省】

(2) 学校、職場等での事後対応の促進

学校、職場で自殺があった場合に、その直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの資料の普及等を行い、遺族の声を聞く機会を設ける等により遺族等の意向を丁寧に確認しつつ、遺族等に寄り添った適切な事後対応を促す。【文部科学省、厚生労働省】

(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等

遺族等が全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、指定調査研究等法人を中心に取り組む。また、遺族等が総合的な支援ニーズを持つ可能性があることを踏まえ、必要に応じて役立つ情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、民間団体及び地方公共団体の相談窓口その他必要な情報を掲載したパンフレットの作成と、遺族等と接する機会の多い関係機関等での配布を徹底するなど、自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供を推進する。【厚生労働省】

遺族等が必要とする遺族の自助グループ等の情報や行政上の諸手続及び法的問題への留意事項等を取りまとめ「生きることの包括的な支援」として作成された「自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引き」(平成30年11月)の活用を推進するとともに、必要な見直しや情報の整理及び提供を行う。【厚生労働省】

(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

警察官、消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等からの意見も踏まえつつ、遺族等に寄り添った適切な遺族等への対応等に関する知識の普及を促進する。【警察庁、総務省】【再掲】

(5) 遺児等への支援

地域における遺児等の支援活動の運営、遺児等やその保護者への相談機関の周知を支援するとともに、児童生徒と日頃から接する機会の多い学校の教職員を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所、精神保健福祉センターや保健所の保健師等による遺児等に関する相談体制を充実する。【文部科学省、厚生労働省】

遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。【文部科学省】【再掲】

また、遺児の中には、ケアを要する家族がいる場合、自身がヤングケアラーとならざるを得ない可能性があるが、そうした場合に心理的なサポートに加えて看護や介護等を含めた支援を受けられるよう、適切な情報の周知や支援を強化する。【厚生労働省】

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

(1) いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、いじめを受けた経験のある人やいじめを苦しめた自殺で亡くなった子を持つ遺族等の体験談等を、学校において、子どもや教育関係者が聴く機会を設けるよう努める。【文部科学省】

索引

あ

あいまいな喪失・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
誤った認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
アンケート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42、52、103
安全配慮義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101、105

い

遺児・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
いじめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21、94、102、103、104、105
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン・・・・・・・・・・ 104
遺書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
遺族・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
遺族外来・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
遺族スタッフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
遺族年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22、83、84、88
遺族のつどい・・・・・・・・・・ 32、50、51、53、73、109
遺族補償給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
遺品・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8、22、25、34、45、46、56、96
医療過誤・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72、101
インターネットに関するトラブル・・・・・・・・・・ 102

お

おくやみコーナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70、74
オンライン形式のわかち合いの会・・・・・・・・・・ 72、73

か

介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82、84
開示請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95、102
火葬許可申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82、84
学校の危機管理マニュアル作成の手引・・・・・・・・・・ 110
からだの反応 12、13、14、16、18、21、38、40、46、57
過労自殺・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
監督義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

き

記念日反応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12、50
基本調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58、103
教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47、56、57、58、76、104
教育ローン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
極度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
緊急支援チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32、33、58、76
金融機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8、34、78、86

く

グリーフ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12、47
グリーフケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12、47、69、78
グリーフケア外来・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
グリーフサポート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12、47、75
グリーフワーク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

け

警察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8、33、35、44、46、68、69、106
警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律106
啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
啓発動画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32、68
ゲートキーパー研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32、67、68
原状回復費用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
限定承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94

こ

高額療養費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
厚生年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83、84、88
高等学校等就学支援金制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
高等教育の修学支援新制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
行動の変化・・・・・・・・ 12、13、14、15、16、18、19、21、46
公認心理師・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8、58、70、71、72、76
告知義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99
国民健康保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82、83、84
国民年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82、83、84、88
こころの反応・・・・・・・・・・ 13、14、16、17、18
個体側要因・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
国家賠償請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
国家賠償法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105
子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56、58、76、110
子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）・・ 103
子ども・若者育成支援推進法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55

さ

災害共済給付制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
財産の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
再審査請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
削除請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102

し

事故物件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98
自殺総合対策大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6、7、29、30、118、119
自殺対策基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6、28、29、30、31、116、117
自殺対策強化月間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30、72
自殺対策主管課・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8、35
自殺対策を推進するために映画制作者と舞台・映像関係者に知っ
てもらいたい基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
自殺とメンタルヘルス不調に関する報道 オーストラリア・マ
インドフレームによるメディア関係者のための手引・・・・ 111
自殺未遂者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42、71
自殺免責特約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
自殺予防週間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
自殺予防 遺された人たちのための自助グループの始めかた（日
本語初版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい
基礎知識2023年版・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
自死遺児・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6、9、47、48、74、75
自死遺族が直面するいわゆる心理的瑕疵物件をめぐる空き室損
害問題に関する判例集・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

自死遺族が直面する法律問題 自死遺族支援のための手引	111
自死遺族等	8
自死遺族等支援	32
自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引	7、111
自死遺族を支えるために～相談担当者のための指針～自死で遺された人に対する支援とケア	110
自助グループ	29、32、46、47、48、50、53、109、110
失踪宣告	15、107
指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン	104
児童手当	82、84
死亡一時金	83、84
司法書士	8、23、34、47、71
死亡退職金	94、107
死亡弔慰金	94
死亡届	69、70、82、84
社会福祉協議会	8、47、74、88
借金	22、25、46、72、95、96、107
就学援助制度	89
熟慮期間	82、84、94
奨学金	46、75、90
詳細調査	103、104
消防	8、33、35、44、46、66、68、71
情報提供	46、47
将来賃料	98
職場における自殺の予防と対応（改訂第5版）	61、110
所得税の準確定申告	82、84
進行役（ファシリテーター）	51
人材の育成	44、67、68
審査請求	100
心的外傷後ストレス障害	21
心理的瑕疵物件	98、110

す

スクールカウンセラー	8、32、35、48、56、57、58、76
スクールソーシャルワーカー	8、48、35、58

せ

生活困窮者自立支援制度	88
生活福祉資金貸付制度	47、88
生活保護	47、72、88
精神科救急医療ガイドライン2022年版	111
精神保健福祉士	8、35、72、76
精神保健福祉センター	8、42、45、47、48、50、54、58、73、76、108
生徒指導提要	57、58
生命保険	22、25、46、78、86、94、97、107
世帯主変更届	82、84
セルフケア	42、43、70、109

そ

葬儀	15、20、22、25、34、46、56、57、69、77、83、84、96
総合相談会	46、71
葬祭費	83、84、96
葬祭料	100
相続	94
相続放棄	23、82、94、95、96、98

相談	48、49
損害賠償請求	25、94、98、100、101、105、107

た

体験談	32、44、67、68
宅地建物取引業者による人の死の告知に関するガイドライン	99
単純承認	94、96

ち

地域自殺対策計画	6、30、42、66、70
地域自殺対策推進センター	8、35、42
地域自殺対策政策パッケージ	64
地域版ホエール	64

つ

追悼法要	77
つなぎ支援	49、66、71

て

適応障害	21、24、100
デジタル遺品	96
鉄道事故	101

と

ドナー家族	78
取消訴訟	100

に

日本スポーツ振興センター	89
--------------	----

ね

ネットワークの強化	32、42、66、77
-----------	-------------

は

バーンアウト（燃え尽き症候群）	42
背景調査	32、57、58、103
ハッシュタグ	47
発信者情報開示請求	102

ひ

ピアサポーター	73
ピアサポート	73
悲嘆反応	12、21、74
ひとり親家庭等の支援	33、54、89
誹謗中傷	24、102

ふ

不正アクセス行為の禁止等に関する法律・・・96
 不適切指導・・・103、105
 不登校・・・16、19
 不動産・・・34、83、84、86、94、98、99
 プライバシー・・・38、45、46、56、57、71、102
 フラッシュバック・・・13、14、56
 振替輸送費・・・101

へ

偏見・・・23
 弁護士・・・8、23、35、47、49、70、71、72、94、97、98、
 100、101、107、108

ほ

法定相続人・・・94、95、98
 法律相談・・・72、108
 保健師・・・8、34、48、50、54、59、66、67、70、71、76
 保健所・・・8、35、42、48、50、54、58、67、69、74
 保証人・・・95、98

ま

埋葬料・・・83、84
 埋葬許可申請・・・82、84

み

未支給失業等給付・・・83、84
 未支給年金・・・83、96
 未成年後見制度・・・95
 民生委員・・・8、22、34、47、67

め

命日反応・・・12
 名誉及び生活の平穏への配慮・・・6、28
 メタバース・・・72
 免責・・・97
 メンタルヘルス・・・22、23、24、59、111

や

ヤングケアラー・・・33、54、55

ゆ

行方不明・・・15、107

よ

養護教諭・・・8、35、57、74
 要保護児童対策地域協議会・・・33
 抑うつ・・・12、13、14、20、21、24、49
 予見可能性・・・101、105

り

臨床心理士・・・8、58、71、72、76、108

ろ

労災・・・23、25、47、61、72、100、107
 労働基準監督署・・・47、61
 労働者死傷病報告書・・・61
 ロールモデル・・・50、67、75

わ

わかち合いの会 50、51、53、67、72、73、75、79、109

A

Ambiguous loss・・・14
 Anniversary reaction・・・12

G

Grief・・・12

L

LGBTQ+・・・79

P

PREVENTING SUICIDE : A resource for filmmakers and
 others working on stage and screen・・・111
 Preventing suicide : a resource for media professionals
 Update 2023・・・111
 PTSD・・・21、24

R

Reporting suicide and mental ill-health : A Mindframe
 resource for media professionals・・・111

S

SNS・・・32、41、47、48、59、72、96、102

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

【事務局】いのち支える自殺対策推進センター

清水 康之
森口 和
菅沼 舞
秋田 整
兼本 隆
風間 紀子
朴 炫貞

【有識者会議委員】

座長	辻本 哲士	滋賀県立精神保健福祉センター/滋賀県立精神医療センター/ 全国精神保健福祉センター長会
委員	石倉 紘子	こころのカフェきょうと/未遂者・家族を支える会くいしんぼカフェ
	大倉 高志	岡山県立大学/京都大学医学研究科
	生越 照幸	自死遺族支援弁護士団/弁護士法人ライフパートナー法律事務所
	小澤 康子	東京都保健医療局保健政策部健康推進課
	黒川 雅代子	龍谷大学短期大学部/関西遺族会ネットワーク
	斎藤 幸光	自死遺族等の権利保護研究会/斎藤幸光司法書士事務所
	鈴木 紀子	港区みなと保健所健康推進課
	鈴木 康明	特定非営利活動法人全国自死遺族総合支援センター/東京福祉大学
	向笠 章子	広島国際大学大学院/福岡県スクールカウンセラー

(敬称略、50音順)

自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引 (改訂版)

令和6年9月発行

発行・編集

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP)

<https://jscp.or.jp/>



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

